

平成26年第5回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成26年9月22日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会 （ 開 議 ）	9月22日午前9時0分宣告（第4日）																												
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 井 戸 太 郎</td> <td style="width: 50%;">2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 繁 田 智 子</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎	1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																												
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																												
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																												
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																												
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎																												
1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋
町 長	岩 崎 万 勉																												
副 町 長	山 中 淳 史																												
教 育 長	森 井 惠 治																												
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																												
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																												
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																												
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																												
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																												
税 務 課 長	経 堂 裕 士																												
住 民 生 活 課 長	城 光 良																												
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																												
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																												
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																												
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																												
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>田 中 裕 美</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴	主 幹	田 中 裕 美	主 任	竹 村 恵																						
議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴																												
主 幹	田 中 裕 美																												
主 任	竹 村 恵																												
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>第1号に同じ</p> <p>同意第 3号 教育委員会委員の任命に同意を求めること について</p>																												

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第 9 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の 拡充を求める意見書（案）</p> <p>発議第 10 号 日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める 意見書（案）</p> <p>発議第 11 号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に 向けた総合的な対策の強化を求める意見書 （案）</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 26 年 第 5 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 26 年 9 月 22 日 (月)
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 31 号 | 平群町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第 32 号 | 平群町保育の必要性の認定に関する条例の制定について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第 33 号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第 36 号 | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 1 号 | 平成 25 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 2 号 | 平成 25 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 3 号 | 平成 25 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 4 号 | 平成 25 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 5 号 | 平成 25 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 10 | 認定第 6 号 | 平成 25 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 11 | 認定第 7 号 | 平成 25 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 12 | 認定第 8 号 | 平成 25 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 13 | 認定第 9 号 | 平成 25 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 14 | 認定第 10 号 | 平成 25 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 15 | 認定第 11 号 | 平成 25 年度平群町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |

- 日程第 1 6 発議第 9 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）
- 日程第 1 7 発議第 1 0 号 日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書（案）
- 日程第 1 8 発議第 1 1 号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）
- 日程第 1 9 委員会の閉会中の継続審査の件
（議案第 3 4 号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について）
- 日程第 2 0 委員会の閉会中の継続審査の件
（議案第 3 5 号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について）
- 日程第 2 1 委員会の閉会中の継続調査の件

平成 26 年 第 5 回 (9 月)
平群町議会定例会追加議事日程

(第 4 号の追加)

追加日程第 1 同意第 3 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成26年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

会議の冒頭ではございますが、町長より追加議案が提出されましたので、議案の取り扱いについて議会運営委員会を開催していただきますので、9時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時01分)

再 開 (午前 9時15分)

○議 長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長 (山田仁樹)

ただいま議会運営委員会を開催をいたしました。案件は、同意第3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについての取り扱いについてであります。この同意案件の取り扱いについては、議会運営委員会で協議の結果、本日の会議に上程し、追加日程第1として日程の順序を変更して、日程第15 認定第11号の次に議題とすることに内定をいたしました。

○議 長

お諮りいたします。

議会運営委員長から報告のありましたとおり、同意第3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについては本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、日程第15 認定第11号の次に議題といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。同意第3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、日程第15 認定第11号の次に議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりでございます。議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第31号 平群町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定
について

日程第2 議案第32号 平群町保育の必要性の認定に関する条例の制定
について

日程第3 議案第33号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
所使用料徴収条例の制定について

日程第4 議案第36号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の
基準に関する条例の制定について

以上4件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案4件については、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（山口昌亮）

文教厚生委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、平成26年平群町議会第5回定例会の本会議において、当委員会に付託を受けました議案の審査内容と審査結果を御報告いたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第31号 平群町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について、議案第32号 平群町保育の必要性の認定に関する条例の制定について、議案第33号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定について、議案第34号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第35号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第36号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、この6件であります。

まず、議案第31号 平群町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本条例は、新たに設置する平群町立幼保連携型認定こども園の名称、所在地

及び定員を定めるものです。

質疑では、6月に実施した幼稚園保護者説明会で出された通園方法や標準服などの意見は、条例案にどのように反映しているのかとの質問に、今回提出している条例案の内容と直接関連するのは保育料との答弁がありました。

「ゆめさとこども園」の定員199名の根拠と認定区分ごとに利用定員を定めるのかとの質問に、施設を調整区域内に建設する場合、県の基準が「定員設定200人未満」となっている。認定区分ごとの定員は国で協議中で決定していないので、今回、施設の定員のみになっているとの答弁がありました。

認定区分ごとに定員を決めないと職員の配置数が決まらない。職員の確保についてどのような見通しを持っているのかとの質問に、職員数は保育所基準で配置し、人員確保については、職員の必要数も含め内部で検討中との答弁がありました。

来年のオープンまでに事前の研修も含め、やらなければならない。オープン時に職員が足りないことがないようにとの質問には、確実にオープンできるようにやっていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第31号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 平群町保育の必要性の認定に関する条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育の必要性の基準その他支給認定に関し必要な事項を定めるものです。

質疑では、保育の必要性の基準に「求職活動を継続的に行っていること」とあるが、どのように確認するのかとの質問に、ハローワークの証明、それがなくても実態を調査して判断するとの答弁がありました。

児童虐待、DV被害の場合も認めることになっている。見きわめるのは困難だと思うが、具体的にどう認めるのかとの質問に、児童虐待は要保護児童の地域対策協議会で把握に努めている。DVについては、警察などへの動きなどから確認するとの答弁がありました。

児童虐待、DVはなかなか顕在化しない。条例でうたっている以上は、どのように取り組むのか行政で検討が必要であるが、その捉え方はどうかとの質問に、条例では行政が明らかに把握しているものに限定され、要件として挙げている項目全てを行政が把握するのは正直困難との答弁がありました。

町長が「保育の必要性の基準を調整することができる」とあるが、具体的にどういうことかとの質問に、保護者の就労状況などから、保育の必要度の優先順位を調整することをこの条例で定めるものとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第32号は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第33号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の使用に際し、その使用料の徴収に関する事項を定めるものです。

質疑では、特定地域型保育事業所は、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業となっているが、平たく言えばどういうことかとの質問に、特定教育・保育施設、あるいは特定地域型保育事業所は、市区町村が認可をすることになっており、公の機関に認められた保育施設で、それ以外は未認可で運営しているところという区分の違いがあるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第33号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、審査内容を報告いたします。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育施設及び地域型保育事業について、これらの施設・事業が給付の対象となることを確認するための運営に関する基準を定めるものです。

質疑では、7条で「特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」とあるが、「正当な理由」とは具体的にどういうことかとの質問に、利用申し込みを受けたときに、定員にあきがない場合や定員を上回る利用見込みがあった場合などの理由があれば、その申し込みを断ることができるとの答弁がありました。

主食費の徴収方法についての質問には、現在と同じく保護者に納付書を発行するとの答弁がありました。

手元資料では、幼保連携型認定こども園の場合、学校保健安全法が準用されるため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置とあるが、現在、保育所には必置の嘱託医として整備しているが、今後、こども園になった場合にどうなるのかとの質問に、ここに書いている幼保連携型認定こども園については、平群町では私立が進出された場合も含めて条例が適用される。平群町の幼保連携型認定こども園については、運営に関する部分がいま国で議論されている状況で、今後、国から通達等が来次第、条例に入れるか規則になるかという判断はあるが、その段階で議会に示したいとの答弁がありました。

町立こども園の職員配置についての質問には、子どもに対する職員数の基準

は保育所に、正職員と臨時職員の比率は幼稚園の厳しい基準を採用するとの答弁がありました。

質疑の後、これは可及的に制定しなければならないという性格のものではないこと、国の通達もまだこれから来るという内容も伴っていることから、継続審査にとの動議が出され、採決の結果、賛成多数により閉会中の継続審査の申し出をすることに決定いたしました。

議案第35号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査内容を報告いたします。

本条例は、改正後の児童福祉法の規定に基づき、新たな施設類型として定められる家庭的保育事業について、認可基準である設備及び運営の基準を定めるものです。

質疑では、小規模保育事業について、A、B、Cに3分類しなければならない理由は何かとの質問に、A型は保育園の分園に近いもの、B型は保育園分園と家庭的保育の中間的なもの、C型は家庭的保育に近いもので、それぞれ規定が分かれており、大きな違いは資格、有資格者の配置で、A型は必ず保育士、B型は保育士または保育従事者、C型は必要な研修をして町長が認めたものとなっているとの答弁がありました。

このように細かく分類して、職員の資格も曖昧なのはどうかとの質問に、この施策の背景に都市部の待機児童問題があり、規模を小さくして職員の資格も緩やかにすることで保育への事業者が参入しやすくするためとの答弁がありました。

都市型で多様なニーズがあるということだが、平群町の場合そういう状況にあるのか、必ず条例化しなければならないのかとの質問に、いま現実にはないが、全国的には多くある。将来、平群町に事業者が参入した場合の事故防止、安全確保も含めて最低基準を設け、市町村の認可ということで、行き届いた監視体制を確保することから設けられていると判断しているとの答弁がありました。

質疑の後、条文一つ一つを慎重に審査するためにいま少し時間が必要で、拙速にして不備があれば議会としての責任が問われるとして、継続審査を求める動議が出され、採決の結果、全員一致により閉会中の継続審査の申し出をすることに決定いたしました。

議案第36号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本条例は、改正後の児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定めるものです。

質疑では、職員の資格認定について質され、有資格者（保育士）のほか、学童保育指導員など児童福祉事業の経験が2年以上あることとの答弁がありました。

また、有資格者に「社会福祉士の資格を有する者」と規定されている理由を質され、厚生労働省からの通達に明記されており、国の基準に照らし合わせて入れたこととの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第36号は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって文教厚生委員長報告といたします。

平成26年9月22日
文教厚生委員会
委員長 山口 昌 亮

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第31号 平群町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定についての委員長の報告に対する質疑に入ります。窪君。

○8番

議案第31号についてですが、委員長報告でもございましたが、ゆめさとこども園、椿井に建設中でありますこのこども園の定員が199名ということでありまして、初日の質疑でも確認がありましたが、定員が超過した場合は1.25倍の250名まで余裕があるとの答弁も出されてたと思うんですが、ここで、この199名の利用定員ですね、まだ国のほうできっちりしたものが定まっていないので認定区分ごとの定員はわからないというような、この委員長報告でも出されているんですけども、では、11月1日からこの新しいこども園の募集が始まりますが、この募集要領はいつごろ提示をされるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

募集要領につきましては、いま現在予定しておりますのは、10月に保護者の方に配付させていただきますので、ほぼでき上がっているんですけども、最終的な詰めを、本日の可決以降、できるだけ速やかにPT会議を開いて、最終決定

をしてということで、予定としてましては、10月の広報でいわゆる募集要項の配布、それから募集の受付等々の内容につきましてはお知らせして進めていくと、そういう予定をしております。

○議長

窪君。

○8番

なぜこれを聞きますかと言いましたら、199名ですけれども、今回から区分が認定されますよね、1号認定、2号認定、3号認定と。それで、3号認定の方はそのままゼロ歳から3歳までですが、3歳、4歳、5歳というのは、1号認定と2号認定がこう絡むんですね。ですから、この募集の定員の決め方をどのようにされるのか。その点をね、まだ文教厚生委員会のほうでも質疑はありましたけれども、私のほうでも、この点はやはり、もう募集を広報でいま出されると言ってる現在の、まだ決まっていないのか、決まっているというふうに受けとめるような御答弁をいまされましたが、どのような定員の設定ですね、どのようにされるのか。いま、今回のものは、やはり保育に欠ける人に重点を置かれるのか、重点を置かれる場合は、幼稚園の子どもさんもういらっしゃいますよね。ですから、本当に募集を、申請しても入れるのかというような御不安のお声を聞かせていただいているわけなんです。ですから、その定員の認定の設定、定員数の設定ですね、どのように、ほぼ決められているのであればお答えはしていただけると思うんですけれども、担当課のほうでよろしくお願いします。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

さっきも申し上げましたように、今回の議案の中にあります定員199名というのは、この議会で決めていただいて、いまはっきりしてるのは、その定員、新園については199名、はなさとこども園については130名という定員の中でやっていきます。認定区分ごとに何名の募集とかいうふうなことについては、基本的に、いま現在、南保育園と幼稚園の園児の方の受け入れ先ということは大前提にはなるとおもいますが、それも含めて、認定区分ごとに何名ということ、いまここで数字も持っておりませんし、それを明確に庁内で決めたわけではございません。そこらも含めて最終調整をして、定員199名の中で、先ほど議員もおっしゃられましたように、いわゆる弾力運用も含めてできることになってますんで、その中でいくか、そうか、初めから定員をきちっとその認定区分ごとに定めていくかっていうことについての最終調整をいま

まだ慎重に議論している、そういうような状況でございます。

○議 長

窪君。

○ 8 番

もうですね、募集、広報にされるということは、10月のもう本当に初旬で決めておかないといけないと思うんですが、本当にちょっと、大変疑問なんですけれども、いまの時点ではっきり数は、数字はあれとしましても、いまの時点で決められてないというのはちょっと、大変不安であります。では、認定区分ごとに定員数を決められると受けとめてよろしいのでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

その辺がね、いま、かちっと決めれば硬直的になってしまいますんで、基本的には応諾義務がございますんで、入所を希望されるお子さんについては全て受け入れるということのスタンスで、弾力的に運用できるような方法を考えているというふうなところですよ。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ということは、11月1日から募集申請をされまして、その数を見て決めるというふうに捉えるのでしょうか。再度御答弁お願いしたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

端的に言いましたら、そのようなことになろうかなっていうふうに思います。

○議 長

窪君。

○ 8 番

最後にさせていただきますけれども、やはり国のほうで待機児童を増やさない、そういう観点から、また、平群町が老朽化のもとに南保育園、また平群幼稚園を幼保連携型の認定こども園という形で、その時を同じくしまして、国のほうがどうのと、大変なことだと思いますけれども、やはり今後、町外保育の方も大変増えてくると思うんですね。ですから、やはり町内のお子さん、また町外のお子さんでもすけれども、本当に安心して、募集して入れるかどうかかわらなければ大変不安になります。ですから、いま、課長のほうが弾力的に

とおっしゃいましたので、そのお言葉を信じまして、ほとんど募集申請をされた皆さんはほぼ内定が、250人を超えない限り入園を認めると、このように受けとめさせていただいて、それでよろしければ御答弁は結構であります。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

基本的な考え方はそれで結構です。ただ、年齢ごとにわからないですからね、何人募集が、各3歳児、4歳児、それぞれ、そこらについて部屋の関係とかもありますんで、いまのところ、総枠で二百五十二、三人ということ、施設の収容できるっていうふうな施設にしていますんで、その中での弾力運営をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長

窪君。

○8番

課長、いま御答弁いただいたので、もう1回言いますけれども、では、その募集をされてきた人数によって、部屋の割り振りも全てそれで決められると、今回は、募集要領にはただ199名という定員数だけで、細かな区分は書かれないというふうに受けとめてよろしいんですね。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

はい、そうです。先ほども言いましたように、その辺については最終的に慎重に議論してるところですんで、仮にその199っていう総枠しか明記しなくても、例えばただし書きでとか、逆にその認定区分ごとに定員枠を設けても、ただし書きで弾力運営をしていくというふうなことを明記した上で対応していくと、先ほども言いましたように、基本的には受け入れていく、そういう姿勢で臨んでいきたいというふうに思っています。

○議長

窪君。

○8番

募集まで1カ月もない中、本当にもう少しやはり、国のほうの動向という形でいつもおっしゃいますけれども、やはりもっともっと早く、こういうことはぎりぎりになるまで置いとかれるのではなくてですね、国もありますけれども、平群町としての考えをしっかりと明示をしていただくことが保護者の皆さんへの安心に通じますので、それはしっかりと要望させていただいておきたいと思

います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより議案第31号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにしたと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号 平群町保育の必要性の認定に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第36号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。窪君。

○ 8 番

委員長報告にということではありませんが、担当課のほうに再度要望したいと思います。

私も初日のときにこの学童の件で申しましたけれども、学童の近隣の実態もそれ以降調べさせていただきまして、学童の指導員の体制につきまして、平群町は最終7時半までと、近隣の中では本当に7時半まで学童として見ていただいているところはどこもありませんでした。それは高く評価をしたいと思います。ですけれども、最終の時間帯の約30分間の指導員の体制が1人で臨まれておられます。近隣では、生駒郡、また生駒市、調べさせていただきましたら、斑鳩町だけが1人ということでありましたが、大体全てが最終まで2人体制で見られておりますのでね、やはり安全・安心の面から考えれば、最終の時間まで、賃金の分もありますけれども、やはり子どもの安全のためには最後の最後まで、最後の1分でどのようなことが起こるかもわかりませんので、しっかりと2人体制で再考をしていただくようお願いしたいと思います。

それから、PTAのほうの要望でも出ているということも、2人体制で臨むように、臨んでほしいという要望も出ているということもお聞きをしておりますので、それだけは再度再度指摘をしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 5 | 認定第 1 号 | 平成 2 5 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 2 号 | 平成 2 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 3 号 | 平成 2 5 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 4 号 | 平成 2 5 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 5 号 | 平成 2 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 認定第 6 号 | 平成 2 5 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 認定第 7 号 | 平成 2 5 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 認定第 8 号 | 平成 2 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 3 | 認定第 9 号 | 平成 2 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 4 | 認定第 1 0 号 | 平成 2 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 5 | 認定第 1 1 号 | 平成 2 5 年度平群町水道事業会計決算の認定について |

以上 1 1 件を会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

本件 1 1 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。戎井君。

○決算審査特別委員長（戎井政弘）

決算審査特別委員会委員長報告をいたします。

去る 9 月 5 日、平成 2 6 年平群町議会第 5 回定例会の本会議において付託を受けた、平成 2 5 年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定 1 1 件につきまして、本委員会での審議内容と審議結果を

報告します。

認定第1号 平成25年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額85億256万3,096円、歳出総額82億6,276万8,772円で、形式収支は2億3,979万4,324円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億3,950万6,194円の黒字決算となっています。

平成25年度の単年度収支は3,899万6,315円の赤字となりましたが、財政調整基金に6,025万8,394円積み立てており、これを差し引きすると、実質単年度収支は2,126万2,079円の黒字となりました。

決算認定の審査に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査いたしました。

審査の主な内容は以下のとおりです。

議会費、総務費。

一般管理費、退職手当組合負担金の推移について質され、負担金率は、25年度決算で特別職1,000分の350、一般職1,000分の230となっている。この率の推移は、26年度は同率で、特別職は27年度に1,000分の330に下がり、その率で32年まで続き、一般職は27年度まで同率で、28年度に1,000分の220に下がり、その率は32年まで続くとの答弁がありました。

財産管理費の土地借上料は、以前より議会で指摘をしてきたが、26年度の契約状況について質され、議会から指摘を受け、土地借上料の取り扱いについては、庁内会議を設け各課で調整を行ったが、4月早々に支払いするところもあり、全ての物件が統一的に値下げをお願いできるような状況でもない。また、個々の物件について、施設の必要性、価格の適性をそれぞれ検証する必要があることから、26年度当初において、平群小学校を除いては25年度決算と同額で契約を行った。16年度から据え置いた形になっているので、政策推進課で土地借りに係る個別調書を作成し、土地の使用状況、契約額、宅地並み評価額、固定資産税額等記載を行い、5段階の判定基準に基づきながら個別に判定を行った。その判定を総合的に取りまとめ、27年度に向けて、改めて指示することになっている。27年度の予算編成時に、一定、個々の借上料について町から金額を示しながら、担当課で用地交渉や金額交渉に努めていきたいとの答弁がありました。

企画費、事業・業務委託料1,724万円の事業内容について質され、公共施設の活性化に関する行動計画策定業務を、緊急雇用事業を活用して実施した。調査の目的としては、経年劣化の進む公共施設の計画的な保全を実施するとと

もに、高齢化や人口減少の課題に対して、公共施設の活性化や民間活力の積極的導入のために、平群町の所有する公共施設の総量の縮減も視野に入れながら、公共施設の管理、運営、改修、再配置等を効率的に実施するための検討業務を行ったとの答弁がありました。

自治振興費で、第5次総合計画では住民協働のまちづくりを掲げているが、自治会運営に対する補助金が大きく減額されてきたが、今後の支援について質され、自治会に関連する補助金等については、自治連合会に対する補助金を15万円から10万円と大幅な減額をさせていただいた。事務局では、事業に関連して共同募金の補助金等を獲得していくことも行っている。25年度、26年度は時限的ということを示し、各自治会の了解をいただいているが、27年度以降については、自治会の活動内容を把握しながら、予算に反映させていきたいとの答弁がありました。

防災諸費、奈良県急傾斜地崩壊対策事業負担金が決算額63万円となっている事業内容について質され、当初は3年計画で予定されていたが、23年、24年と現地の調査で測量を行う中、校舎南側も対策工事が必要となり、事業量及び工事費が当初予定より倍以上に膨らんだ。工事終了年度については、いまの計画では28年度までとなっているが、現在の状況を勘案すると、28年度で完了することは難しい状況である。25年度は、工事費が600万円で、町負担金が10%の60万円と事務費が5%で63万円の決算との答弁がありました。

自主防災組織結成支援補助金で100万円の不用額が出ているが、自主防災組織の結成状況について質され、25年度は6団体設置を見込んでいたが、1団体の設置で20万円の補助を行った。26年度では、既に3団体設置され、2自治会が検討中で、26年度中に結成していただくよう努力していきたい。現在の結成率は74.6%となっているとの答弁がありました。

民生費。

老人福祉費、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金8,900万円の施設整備内容について質され、2カ所の整備で、グループホームやすらぎと小規模多機能のマリモとの答弁がありました。

障害者福祉費、扶助費の障害児施設給付事業で大幅に金額が増えている状況について質され、24年4月以降、主に小学生から高校生まだが、学校の帰りや土日祭日などの学校休業日や夏休み、冬休みなどに利用する通所の訓練施設での放課後デイサービス事業ができたことにより、近隣の市町村に事業者増え、利用者数が急激に増えたことによるものとの答弁がありました。

福祉医療費、扶助費の乳幼児医療費で、24年8月から小学校6年生まで入

院について助成するなど制度を厚くしたが、町としての執行額が減った要因について質され、1件当たり23年度で1,708円、24年度で1,639円、25年度で1,556円と1件当たりの単価が減っているのと、レセプト件数でも23年度は1万6,064件、24年度は1万4,808件、25年度は1万4,076件と減ってきているのが要因であるとの答弁がありました。

児童福祉総務費の測量設計委託料、西保育園跡地の境界確定費用で予算額113万円計上されていたが執行額ゼロになっている理由について質され、西保育園の跡地整理に伴う国調修正、土地の分筆登記委託費用として計上していたが、一部地権者との交渉について難航を来し、測量は終わっているが登記が完了できていないため、25年度は未執行となり、26年度に全額繰り越しを行ったとの答弁がありました。

また、事業・業務委託料で住民ニーズ調査費用88万2,000円執行されているが、成果について質され、子育て支援事業ニーズ調査業務で、ゼロ歳児から小学校就学前の子どもたちがいる約670世帯を対象に調査をしており、現在のニーズ、将来のニーズの見込みなどを捉えられる上で基礎的なデータとなる調査で、これらのデータをもとに26年度中に子ども・子育て支援計画を策定していくとの答弁がありました。

学童保育運営費、学童保育指導員賃金で105万円の不用額が出た理由と当初予算には計上されていない広告料及び備品購入費の内容について質され、25年度の指導員は、東学童6名、西学童4名、北学童4名、南学童4名の合計18名で行った。不用額については、病気休暇の指導員1名分と、自己都合で退職された後に後任がなかなか見つからず賃金の支払いが発生しなかったことによるもの。広告料、備品購入費は予算流用を行い、広告料については退職に伴う指導員を確保するため、求人情報誌を活用して指導員の募集を行った。施設備品購入費については、冷風機、石油ファンヒーターを購入したとの答弁がありました。

衛生費、労働費。

塵芥処理費で、需用費の修繕料と医薬材料費、委託料の焼却炉運営委託料の不用額が生じた内容について質され、需用費の修繕料については、パッカー車等の修理費用が主なもので、25年度は大きく修理をすることはなかった。医薬材料費については、主に消石灰、活性炭、重金属キレート、尿素水について、13社の指名競争入札による入札差金で不用額が出た。焼却炉の運営委託については、3年に一度の指名競争入札を行っており、25年度は4月からスタートするべきであったが、有資格者の人材が確保できないことがあり、4月の1カ月については24年度の業者で随契で行った後、4月以降で入札を実施した

ことにより、入札差金による効果であるとの答弁がありました。

不燃物処理委託料については24年度より全体として増えているが、剪定枝葉の資源化で290万円増えている理由について質され、枝葉の量については、7月から12月の間で約130トン出している。7月の時点で60トン、清掃センターのヤードで一時仮置きし焼却炉で処理する予定をしていたが、25年度の工事の期間と重なったため、予定よりも多く搬出した。剪定枝葉の堆肥化、資源化については研究課題としていくとの答弁がありました。

し尿処理費のし尿運搬・処理委託料が当初予算で処理トン数8,100トン、決算では7,200トンとなっている差の要因と、公共下水道の普及によるし尿の最終処分量の見込みについて質され、差額の主なものは、光ヶ丘集中浄化槽の最終処分として600トンを見込んでいたが、未執行になったことによるものである。今後の処分量は、公共下水道の普及に伴い、集中浄化槽の廃止は計画では30年が最終となっており、26年度は光ヶ丘、若葉台、椿台、ローズタウン若葉台、27年度は緑ヶ丘と徐々に接続をしていくことで毎月の汚泥の分が減り、30年以降は5,000トンを超える量になると想定しているとの答弁がありました。

農林水産業費、商工費。

農林業振興費の整備工事で、大門ダム周辺整備事業の内容について質され、大門ダム左岸側の雑木と竹の伐採で、竹については抜根と草刈りを実施する予定をしていたが、抜根するとおり面の土壌が緩み、崩壊につながるおそれがあるため、竹を伐採後、除草剤で竹を枯らす処理をした。執行額は367万7,100円との答弁がありました。

農林業振興費の補助金、経営体育成交付金と新規就農者確保事業補助金の内容について質され、経営体育成交付金は畝立て機等、機械器具の購入時に融資を受けた7名の農家の方に補助を行った。新規就農者確保事業補助金は、23年度と24年度に新規就農された2人の方に、おのおの年間150万円の補助を行ったとの答弁がありました。

農林業振興費で、地域活性化促進事業として6次産業や遊休農地対策事業を進められているが、清酒をつくる計画の進捗状況について質され、25年度に作付、収穫した米を酒造メーカーに納品し、1月に仕込んだお酒は現在火入れが終わり、タンクで貯蔵している状態となっている。純米大吟醸酒と純米酒の2種類をつくる予定で、精米歩合については、純米大吟醸は50%、純米酒は70%で酒造メーカーと調整済みである。現在、ネーミング、ラベル等の決定に向けて作業を行っており、これらが決まった段階で価格等を酒造メーカーと協議し、10月から11月ごろに販売を予定しているとの答弁がありました。

国土調査費の事務委託料で1,050万円の決算となっているが、事業内容と財源内訳、事業完了年度について質され、既存の地籍調査成果品のデジタル化を行うため、緊急雇用を活用し703万5,000円、椿井地区の地籍調査事業として、基準点測量で346万5,000円、合計で1,050万円の執行を行った。緊急雇用は100%補助、地籍調査は4分の3が国県補助金となっている。一調査区は3カ年計画で実施しており、面積0.45キロ平方メートルでは約3,000万円となる。全区域の調査完了は36年度を予定しており、総事業費を約1億5,000万円と見込んでいる。ただ、過去に調査を行ったところで、まだ法務局に送付できていない地区があり、全てが送付できた状態をもって初めて全体完了となるとの答弁がありました。

土木費、消防費。

道路新設改良事業の北信貴ヶ丘の南椿井158号線の道路拡幅用地購入と西向の西向193号線道路拡幅用地購入の取得単価と面積について質され、南椿井158号線の用地購入は3筆買収を行い、2筆の面積は合計で32.10平米、鑑定価格が平米単価8万3,100円。もう1筆は45.12平米、鑑定価格が平米単価8万8,300円となっている。鑑定価格は路線価だけでなく土地利用等も考慮した価格となっており、県事業で買収金額もほぼ同額となっている。西向193号線道路拡幅用地購入は、6筆の土地を分筆して120.15平米、平米単価は8,900円となっているとの答弁がありました。

ホテルの里公園整備事業の進捗状況と総事業費について質され、当初予算230万円を計上したが、24年度で25年度の事業を前倒ししたことにより、25年度は92万2,950円となった。総事業費は2,642万3,250円で、計画した整備工事は完了したとの答弁がありました。

都市計画総務費の事業・業務委託料で空き家実態調査をされたが、今後の空き家対策について質され、空き家実態調査業務を25年度で執行し、結果についてはコンサルから報告書が上がってきている。空き家の実態等もわかってきたので、空き家の相談窓口の設置や空き家バンクの設置などさまざまな施策を複合的に展開していくことによって、空き家の流通促進を図っていく施策の提言を受け、今後、制度実施に向け、関係機関と連携体制を持たす中で前向きに検討していくとの答弁がありました。

消防費、消防施設費、消防水利上水道負担金で228万2,000円の決算となっているが、25年度で変更された場所と今後の計画について質され、25年度は、槻原地区で2カ所の消火栓新設に115万9,200円、竜田川団地の既設管入れかえによる水道管の口径を太くする工事で112万2,450円となった。事業の執行については、22年度で作成した消防水利弱点地域の

計画は26年度で完了となるが、今後、上下水道課と協議を行い、管を入れかえるときには太い水道管にして消防水利の強化を図ったり、奈良県広域消防組合と協議を行い、消防水利弱点地域があれば解消していくとの答弁がありました。

教育費。

事務局費の幼稚園就園奨励費補助金の内訳について質され、私立87名、公立7名、合計94名で、執行額795万2,400円との答弁がありました。

幼保一体化施設建設事業費の公有財産購入費の面積と取得単価について質され、5筆に分かれており、取得面積は4,784平米で、取得単価は1筆が1平米単価1万3,100円、残り4筆は1万5,800円となっている。予算執行については、24年度に手付金を、25年度で残金を支払ったとの答弁がありました。

この次は平群東小学校ですが、平群東小学校の大規模改造事業費で予算補正が行われ、委託料と使用料と工事請負費が繰越明許されており、26年度8月末で工事が完了しているが、施工管理委託料の支払いについて質され、施工管理委託料の契約額が596万4,000円となっており、工事の進捗に基づき出来高払いとして、1期分が305万1,000円、2期分が291万3,000円の支払いとなっているとの答弁がありました。

仮校舎の使用料について、1,938万円を繰越明許しているが、26年度支払いについて質され、仮設校舎の使用料は、当初契約から第1回目のリース内容の変更等があり、額が変更となった。その後、リース期間を8月までに短縮し、約313万円の減額となった。最終的には25年度5,985万円、2期分1,624万5,600円、支払い総額が7,609万5,600円になるとの答弁がありました。

小学校、中学校の情報教育推進事業費の機械器具使用料で不用額が出ている理由について質され、各学校のパソコン教室のパソコンとプリンターの機器リース契約が20年9月から25年8月までとなっており、60回分のリース料が終了したことからパソコン機器が町の所有となり、当初予算ではパソコン機器を入れかえる予算を計上していたが、パソコン機器が十分使用できると判断し、9月以降はライセンス使用料のみの支払いとなったため、不用額が生じたとの答弁がありました。

発掘調査受託事業費で、調査場所と支出状況について質され、発掘調査は3カ所実施している。2カ所についてはコーナンの開発に伴うもので、一つは5万平方メートルの全域の中で約1,600平米について試掘調査、あと、町道の拡幅が敷地内で発生したことにより県から本調査の指導があり、約125平

米に対し発掘調査を行った。あと1カ所は三里地区でのイオンビッグの試掘調査に伴うものであり、費用負担等については、賃金、機械器具使用料などの額の大きいものは、原因者負担により直接実費負担していただいたとの答弁がありました。

災害復旧費、公債費、予備費。

公債費の償還見込みで、第2次平群町行財政改革大綱で30年の起債残高125億6,800万円と示されている。新たに発行を予定している事業と起債額について質され、26年度発行予定の地方債として、道路新設改良事業、駅周辺整備事業、幼保一体化施設の建設事業債等で13億8,400万円。27年度は、道路新設改良事業債で2,300万円、駅周辺整備事業債で6,400万円、小中学校の大規模改造事業債1億7,800万円、3億3,300万円。28年度では、道路新設改良事業債、駅周辺整備事業債で約7,000万円。29年度と30年度の両年度にわたって、(仮称)文化センター建設事業債で約10億円の地方債発行のシミュレーションを行ったとの答弁がありました。

次に、歳入全般です。

固定資産税の国土調査の地籍増加分の増収額と宅地の地価下落による影響額について質され、国土調査の地籍での増収分は1,350万円と試算している。地価の下落については、宅地の平均下落率が1.8%、税収にして約650万円減少になるとの答弁がありました。

固定資産税の超過税率の考え方について質され、固定資産税率については引き上げさせていただいたが、市街化区域の開発団地にお住まいの方については、道路、公園等全て造成した状態で土地を購入され建築されておられることから、改めて都市計画税を課すことはなかなか難しい。市街化調整区域も含め、道路維持補修に毎年相当税金を使っており、市街化調整区域にお住まいの方にも何とか御理解いただきたい。国の経済対策により交付金も増え、何とかここ4年連続黒字になったが、もし固定資産税の超過税率がなければ、おそらくいまだに赤字団体を抜けられず、いまの住民サービスが維持できたかどうかを考えると、本当に申しわけないが、いましばらくこの状態を続けさせていただきたいとの答弁がありました。

入湯税について減少傾向が続いていたが、25年度の状況と観光政策のかかわりについて質され、23年度から前年比88.6%、24年度90.4%、25年度若干増えて103.5%となっている。要因としては、23年度、24年度は東日本大震災の影響があったが、いまは若干増えている状況である。観光政策では、町としても側面からかんぽの宿を支援していき、かんぽの宿と

連携をとり、観光情報発信等を行い、交流人口を増やすという上でもしっかりとやっていくとの答弁がありました。

臨時財政対策債を含めた地方交付税が23億5,590万円。当初予算から見ると1億7,090万円の増額となっているが、当初予算と決算額の乖離の要因について質され、普通交付税の予算計上は国から示される地方財政計画を参考に算定を行っており、国が示した24年度比マイナス2.2%で算定を行った。算定結果では、保健衛生費では国保軽減世帯の増加、高齢者保健福祉費で介護保険者の受給者数の増、臨時財政対策債の償還に伴う基準財政需要額の増により、結果的には前年度比プラス0.9%の17億3,001万円となったとの答弁がありました。

住宅使用料では、年間の調定額より滞納額が多くなっているが、滞納対策について計画等考えているのか質され、徴収方針として、新たな滞納者をつくらぬよう現年度分の徴収を中心に取り組み、納付を進めていくことを追求してきた。過年度分について、町営住宅の使用料は一般的な私債権となるため、一定、法的な手続も踏んでいかなければならないことから、徴収努力も引き続き進め、県の支援、弁護士等に相談しながら一定の処理を進めていくとの答弁がありました。

土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の活力創出基盤整備事業交付金、市街化整備事業交付金、地域住宅支援事業交付金の内容について質され、活力創出基盤整備事業交付金は、社会資本整備事業に伴う委託料として緑ヶ丘循環路線の歩道改修に伴う測量設計業務、道路ストック総点検で1,287万円、舗装補修工事等で四辻路線歩道設置工事ほかで3,719万8,000円、合計で5,006万8,000円となっている。市街地整備事業交付金は、平群駅西区画整理事業の社会資本の補助金で、24年度から25年度への繰り越し分1億7,929万1,305円、25年度の現年度分で2,921万780円、合計2億850万2,085円。社会資本の都市再生補助金として、コミュニティバスの補助金1,785万円、二つを合算し2億2,635万2,085円となっている。地域住宅支援事業交付金は、奈良県地域住宅等計画に基づく住宅改修の補助金、くろもと団地の屋上防水工事等に伴う分で773万7,000円。防災安全のメニューは、耐震診断の補助並びに耐震改修の補助で45万2,000円、合計で818万9,000円となっているとの答弁がありました。

雑入で、福祉医療費助成制度医療費現年度収入の内容について質され、福祉医療は高額医療費も含めた額を本人に返金する制度となっており、高額医療費部分を各保険者から納めていただいていることから、現年度収入になっている

との答弁がありました。

討論です。討論では、平群町の住民所得の減少は見過ごせない状況に来ている。そのことは個人住民税がこの5年間で2割以上も減少していることにもあらわれており、その大きな原因は、全国的な傾向である不安定雇用の増大や人口減によるものだが、平群町の場合は近隣に比べてこの減少率は大きく、この数年間の住民負担増や福祉切り捨ても大きく影響していると言わざるを得ません。また、15歳未満の年少人口が極端に低い現状にあり、これらは明らかに平群町の行財政が悪循環に陥っていることを示すもので、今後のまちづくりや町財政に大きな影を落とすものです。医療費無料化については高校1年生まで拡充されたが、新婚世帯の家賃補助や出産祝い金、また給食費用の減免、無料化、小中学校の全教室にエアコン設置など、総合的な子育て支援策や定住促進策が求められている。しかし、25年度の決算には固定資産税の超過税率の継続、また、新たな住民負担増である約束違反の市街化調整区域への増税、税金二重取りの家庭ごみ有料化など、住民の暮らしを圧迫し、行財政の悪循環をさらに進める住民負担が進められました。これらのことは、さらに町財政の悪循環、住民の暮らしを圧迫するもととなるという立場から、平成25年度一般会計決算の認定に反対するとの討論がありました。

一方、25年度決算は、翌年度繰越金1億28万8,000円を計上した上で実質収支は1億3,950万6,000円の黒字となっており、結論的に本町の財政コントロールは行政当局が努力されていると判断し、平成25年度一般会計決算認定に賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額4,595万1,885円、歳出総額5,644万8,531円で、歳入歳出差し引き1,049万6,646円の赤字決算となっています。

質疑では、25年度で単年度収支が1,000万円以上の黒字となっているが、25年度末の貸し付け実態について質され、改修資金も含めた貸し付け総額元金は21億425万円、25年度末で返済済み元金合計が19億4,312万4,536円、滞納分が9,231万360円で、今後返済予定額が1億6,112万5,464円となっている。貸し付け件数は、全体で368件、人数で208人、返済済み件数は285件、人数で162人、今後返済件数が83件、人数で46人との答弁がありました。

事業が終了する段階での収支見込みについて質され、地方債の償還が34年で終わるが、現在のシミュレーションでは、最終的には黒字になると予測しているとの答弁がありました。

県補助金が決算で972万5,000円、予算では37万2,000円となっていたが、増えた理由について質され、強制執行で債務を100%回収できないため、強制執行を行った残額の75%を国の補助金としていただいた。強制執行したからといっても、補助基準に合わなければ補助金の活用は受けられないという前提もあるが、町としてはこの制度をできるだけ活用していきたいとの答弁がありました。

不能欠損が1,182万3,000円出ている内容について質され、強制執行を行い、国の補助金を活用するに当たっては不能欠損することが前提条件となるため、3件分の不能欠損をしたとの答弁がありました。

採決の結果、認定第2号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成25年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額26億4,072万8,056円、歳出総額25億6,496万626円で、歳入歳出差し引き7,576万7,430円の黒字決算となっています。

質疑では、国民健康保険特別会計の収支について質され、25年度は、収支差し引き7,576万7,000円の黒字、基金残高が1億9,096万6,000円で、余剰金が約2億6,600万円となる。療養交付金約1億2,000万円返還しているが、その分の事務ミスがなければ、単年度収支は約1,400万円の黒字になっていたとの答弁がありました。

当初予算では、基金繰入金、未確定財源等計上されていたが、単年度実質収支が約1,500万円の黒字となったこと、また、住民の所得が落ちている中、国保税は予算より約3,000万円増えており、当初予算と決算との乖離の原因について質され、当初予算では医療費の伸びを3%見込んでいたが、25年度は逆に約3%の落ち込みがあった。国保税は厳しく予算編成をしており、徴収率は98%以上あるが、95%で予算計上を行っている。また、年度内に、所得のある方が国保に加入されたことも原因の一つであるとの答弁がありました。

26年度の国民健康保険税の現年度調定額について質され、賦課調定額は一般、退職を合わせて4億8,165万8,000円となっているとの答弁がありました。

採決の結果、認定第3号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成25年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額5億3,843万7,157円、歳出総額5億3,517万7,608円で、歳入歳出差し引き325万9,549円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は253万9,549円の黒字決算となっています。

質疑では、25年度末の加入件数と普及率、26年度の加入予定件数について質され、25年度末で加入件数が2,001件となっている。住基人口1万9,520人に対して供用対象人口が5,817人で、普及率は29.8%、実接続人口が5,090人で、水洗化率は87.5%となっている。また、26年度は、椿台、若葉台、ローズタウン若葉台の集中浄化槽を接続する予定で、1,467件見込んでいるとの答弁がありました。

下水道事業各種研修会負担金の内容について質され、日本下水道事業団で実施される公営企業化に向けた研修と工事に関する研修を受けるための負担金で、職員の業務内容に応じて参加をしているとの答弁がありました。

採決の結果、認定第4号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,811万3,448円、歳出総額3,811万3,448円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

質疑では、25年度末の加入件数と接続率について質され、90件に対し46件の加入で、接続率51.1%となっている。25年度は3件の加入負担金を納めていただいたが、接続は2件であったとの答弁がありました。

採決の結果、認定第5号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成25年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額7,257万487円、歳出総額7,238万4,504円で、歳入歳出差し引き18万5,983円の黒字決算となっています。

質疑では、町内産農産物の24年度との比較も含めた25年度の使用状況について質され、地元業者からの野菜の購入量は3,467キログラム、一般業者からは2万1,187キログラム購入しており、野菜全体から見れば、地元野菜使用率は14.1%で、24年度から比べると使用量は248キログラム増で、使用率は1.3%の増となっている。また、地元野菜のみで比較すれば、地元業者からの購入量が3,467キログラムで、一般業者からの購入量が1万2,065キログラム、使用率は22.3%、24年度比では、品目数で2

品目、使用量で284キログラムの増加となっている。地元野菜の使用目標としては25品目と予定しており、26年度1学期の地元野菜については、16品目、2,193キログラムを取り入れているとの答弁がありました。

消費税が8%に上がったことによる学校給食への影響について質され、各小中学校で約201万円、幼稚園で約13万7,000円、全体で約214万7,000円の影響が見られる。給食センターでは、給食食材の購入については、安全で安心できるコストの安い食材を選定して献立を立てており、野菜、肉、鳥肉類は国内産を使用している。引き続き、給食に安全な食材を取り入れていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、認定第6号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成25年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、保険事業勘定では、歳入総額14億5,687万2,411円、歳出総額14億5,687万2,411円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

介護サービス事業勘定では、歳入総額1,080万8,135円、歳出総額954万9,150円で、歳入歳出差し引き125万8,985円の黒字決算となっています。

質疑では、第5期介護保険計画での介護給付費の計画と実績の分析について質され、26年度が第5期の最終年度であり、24年度は給付費が計画よりも上回っている。25年度は計画よりは下回っているが、一定、給付費の伸びが出ている。26年度も25年度の伸びと同じように見込むとすると、給付費が15億3,600万円となり、第5期の介護保険計画を若干下回るが、近い数字が出てくる。第5期に言えることは、地域密着型の施設整備を計画していたが、ずれ込んだことにより給付費が抑えられている。逆に、施設入所であれば、当初計画していたより利用者が伸びている。第5期全体で言えば、計画より若干下回った形で推移していくと考えているとの答弁がありました。

いまの時点での決算見込みについて質され、基金取り崩し額を約3,000万円見込んでいるとの答弁がありました。

第6期の計画が決められていくが、国の制度の変更で相当大きく変わっていく中で、総合的に1号被保険者の立場から、町としての考え方について質され、介護保険制度は社会保障制度として成り立っており、介護保険で言えば40歳以上の方も一定の負担をいただいております、高齢福祉について介護保険制度の中で運用している。町としては、介護を受けないために、できるだけ介護予防を実践していく。また、介護が必要になったとしても、地域で安心して暮らせる

ように支援していく。地域支援事業でも、介護予防や新たに地域包括ケアシステムも言われており、介護と医療の連携が出てくる。介護予防、介護のサービスを提供する中で、平群町として独自にどういったことができるのか、保険料についても第6期の策定委員会の中で議論していただき、27年度に向けて考えていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、認定第7号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成25年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額28万5,000円、歳出総額28万5,000円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

質疑では、子どもたちに教育の機会均等ということで奨学資金貸付制度が創設されているが、25年度は貸し付け件数がゼロ件であり、今後の方針について質され、町としては、制度を継続していくことで平群町を担う子どもたちに教育の機会を等しく与え、優秀な人材を育てていきたい。また、PRの強化に努めていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、認定第8号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第9号 平成25年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額2億7,535万6,340円、歳出総額2億7,506万6,162円で、歳入歳出差し引き29万178円の黒字決算となっています。

質疑では、保険料収納分以上の額を広域連合に納付しているが、還付等精算が行われているのか質され、平群町と広域連合では会計の出納閉鎖時期が違うため、毎年、保険料収入決算額の差額については還付金として歳入で入ってくるとの答弁がありました。

不能欠損したときの広域連合への納付について質され、不能欠損分については支払っていないとの答弁がありました。

採決の結果、認定第9号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第10号 平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額8億9,876万9,839円、歳出総額8億9,876万9,839円で歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

質疑では、25年度で用地先行取得事業特別会計が終了したが、この会計をつくったメリットについて質され、用地先行取得事業特別会計は、土地開発公社経営健全化の観点から、事業化のめどが立つまでのつなぎ資金として、用地

先行取得債を21年度に12億6,000万円発行した。今回、緊急防災整備事業で総合スポーツセンター用地の事業化を図れたことがメリットであるとの答弁がありました。

採決の結果、認定第10号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第11号 平成25年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数7,678件、年間総配水量は226万1,519立米で、有収水量は202万3,423立米となっています。また、県営水道の受水量は195万4,520立米と、前年度実績より2万6,155立米の増となっています。

決算の状況は、前年度同様税抜きで報告されております。まず、収益的収支については、営業収益4億2,888万7,507円、営業外収益3,579万7,194円で、収益全体では4億6,468万4,701円となっています。

一方、費用では、営業費用が4億4,605万8,812円、営業外費用で659万8,796円、費用全体で4億5,277万4,558円で、収支差し引き1,191万143円の純利益となり、前年度繰越欠損金が1億2,845万7,070円計上されており、結果、1億1,654万6,927円の未処理欠損金となり、翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では工事負担金1,560万1,700円で、資本的支出では建設改良費として4,182万4,392円、企業債償還金として1,903万8,864円で、合計6,086万3,256円となり、4,526万1,556円の支出超過となっております。これは損益勘定留保資金及び資本的支出の消費税をもって補填されています。

質疑では、水道については、県営水道から8割以上の給水を受けているが、値下げされたことによる影響額について質され、25年度の水量で24年度と同額に換算すると、2,696万6,000円の減少となっているとの答弁がありました。

今後の施設の更新費用について積算されているのか質され、更新に係る年次計画はできていないが、相当な額の更新費用がかかるため、自己水の浄水関係の設備を更新すべきか、いつどの時点でどの施設を更新していくかを、水道ビジョンの策定業務をアセットマネジメントも含めて委託をしている。全体的な中長期計画の中で検討していくことになることから、成果が出た適切な時期に議会に報告していくとの答弁がありました。

水道施設、浄水場や配水池、送水管などの基幹管路の耐震化の状況について質され、耐震調査は25年度に水道本庁舎のポンプ室、機械室を含めた本庁舎

の耐震診断を行ったが、配水池、浄水場等は耐震診断を実施していない。管路も耐震診断は実施していないが、鋳鉄管K型の布設管は、よい地盤の場合は耐震性能があると判断されており、平群町の場合、一部を除いてよい地盤となっており、26年度以降は基幹管路について耐震管で設計を行い、布設がえを行っている途中との答弁がありました。

決算では1立米販売するごとに赤字となっているのに、収益で給水工事負担金の増収により、25年度決算で収益が1,191万円の黒字となった理由について質され、平群町の水道事業は、販売原価と供給単価から言えば、水を1立米売るごとに15円39銭赤字となる経営状況である。赤字になるのか黒字になるのかというのは、その年々の機械やポンプ類の修理件数により費用がかかるため影響もあるが、営業収益の給水工事負担金は、家屋の新築により新たに平群町の水道に加入する際に負担金をいただいております、件数が多い年は黒字になり、少ないときは赤字になるという傾向にある。営業収益、営業外収益で言えば、基本的には水を売ると赤字になるが、給水工事負担金で何とか持ちこたえる経営状況であるとの答弁がありました。

給水負担金が収支に大きく起因しているとのことだが、負担金、口径変更の主な場所と給水負担金の今後の見込みについて質され、多く負担金をいただいた地区としては、菊美台地区と槻原地区が増えている。口径変更の主な場所は吉新地区で、建てかえに伴い13ミリから20ミリに増径される分が多く発生した。給水負担金の今後の見込みとして、菊美台、月見台にまだ多少空き区画もあり、若干のミニ開発も含めて売れていくと一定件数は毎年確保できると思うが、経済情勢により予測は難しいとの答弁がありました。

給水負担金が増えていくとは考えられない状況の中で、経営的にも販売原価を下げしていく努力が必要と考えるが、今後の方針について質され、自己水関係の施設にかかわって、自己水を1立米つくるために、人件費を除いたとしても104円80銭かかっている。県水は、基準水量を超えた部分については90円であり、差し引きすると14円80銭県水のほうが安い。ただ、県水を買う原価で供給するためには経費もかかるため、人件費等を乗せて考えれば、自己水は約25円プラスになると考えている。施設の更新等を考えれば、その部分がさらに上乘せになってくる。十分検証しないとわからないが、自己水をやめて県水一本にすることで、多少の効果は出てくると期待はしている。自己水の原価は、電気代も上がっており、いまの料金体系をそのまま維持できるかどうかは、もう少し検証が必要であると考えているとの答弁がありました。

自己水の経費、単価が高くなっている要因について質され、県水の単価は、基準水量1立米130円、超える部分が90円で、全体にならずと約126円

になっている。平群町の自己水の原価は、人件費を除いて約104円80銭で、自己水のほうが安くなっている。自己水の比率が問題となってくるが、例えば自己水100%の自治体であれば、平群町の原価で考えると、県水を買うより自己水のほうが安いので、水道料金も安くすることができる。自己水の原価が高くなってきている要因は、一つは動力に係る電気代等である。井戸から取水できる量が過去に比べ10万トン近く減っているが、施設を稼働させなければいけない。比率から言えば、単価はどうしても高くなっていく。藤城池では、カビ臭や藻が発生する期間も昔より増えてきており、取水できないこともあり、スケールメリットがどんどん小さくなってきており、単価的には上がってきているとの答弁がありました。

県営水道の非常時、災害時の供給体制について質され、県営水道については、浄水場、管路は耐震化がほぼ100%できており、平等寺のポンプ場から白石畑の配水池に県水が入り、自然流下で中央受水池まで送水される。中央受水池には緊急時の水栓を設けており、タンクローリーに水をくむとか、付近の住民に水を供給することは可能であるが、町の施設については、管路、施設、機械設備等は耐震化できていない。地震が起こった場合、規模にもよるが、供給できなくなることも十分考えられるとの答弁がありました。

討論では、県営水道の受水費が下がっており、その一部でも値下げするというのは本来の姿だと主張してきた。経営上、経費がかかるという説明についてもわからないこともないが、県水の引き下げとは関係なく、いずれにしても必要になってくる。それが必要になった時点で住民の皆さんに理解と納得を得るといふこともあるわけで、ここ数年の県水引き下げを見れば、その分を住民に還元するという姿勢が当局には求められると思っている。これに対しては全く否定的な立場をこの間貫かれており、この25年度の決算についてもそういうことが反映された決算であることから、平成25年度の水道事業会計決算認定には反対するとの討論がありました。

一方、25年度決算については、水道事業に携わる職員の常日ごろの努力が決算に反映されており、経常利益が約1,200万円確保されていることから、水道事業会計決算の認定については賛成をするとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第11号は認定すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審査特別委員長報告といたします。

平成26年9月22日
決算審査特別委員会

以上であります。

○議 長

決算審査特別委員会委員長、ありがとうございました。

11時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時43分)

再 開 (午前11時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成25年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。森田君。

○4 番

平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

中央公民館の駐車場等の土地は、町が個人などの民間から借り上げており、その借り上げについては、私は以前から、地価の下落が続いており、妥当性に問題があると指摘してまいりました。また、3月の予算審議でも同様の指摘を受け、地価下落分については、今後、引き下げについて努力したいとの答弁がありました。そのことから、私は予算の執行に当たって、見直しも含めて大幅に改善できるものとして賛成いたしました。それがなされていないことはまことに遺憾であります。

土地の地価が下がれば、当たり前のことですが、固定資産税も下がりですね、当然のことながら借上料は下げてくださいなのが、誰が考えても当たり前のこと

でしょう。町がいただく税金が下がっていくのに、相手があるにしても、民間から借りられている賃料は1円たりとも下がっておらず、この10年間も同じ金額ということは考えられません。住民の理解と納得が得られないと思います。

町長は、日ごろから、隅から隅まで無駄を省くと言いながらなされてないことはいかがなものでしょうか。本当に小さなことから見直さないと、町財政は、私はもたないと思います。

それと、平群東小学校大規模改修で、全ての教室にエアコンを取りつけ、トイレの便器は洋式に取りかえたことは、教育の環境上よくなったということは非常に評価できるものであります。しかし、財政的な問題はあるにしても、ほかの南小学校、北小学校や中学校のエアコン設置やトイレの改修など、具体的な改修を示さず、教育の平等性の観点から言っても、子どもたちや保護者の理解が得られるものではありません。

また、仮設校舎の使用期間は、当初計画では来年の3月末まででしたが、契約で今年の10月末までになり、結局のところ、8月になりました。2月から8月になりましたことで、リース料は安くなったことは一応評価できるものであります。結局のところ、当初計画の仮設校舎はそんなに長く要らなかった、いかに計画がずさんであったということが明らかであります。まことに残念であります。

そのことから、議会議員として求められる町政のチェック機能を果たすべき本決算の認定に賛成しかねます。

○議 長

はい、高幣君。

○7 番

25年度一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、常に申し上げているのは、議会と行政は両輪の立場で、常に話し合いを持ち、町民のことを考えながら、町行政に対して前向きに決算検証を行うのが本意であると考えております。このような立場で、平成25年度決算には賛成させていただきます。

その検証の結果、25年度決算は、翌年度繰り越し約1億28万8,000円を計上した上で、実質収支は1億3,950万6,000円の黒字を見て、結論的には、本町の財政コントロールは行政当局が努力されていると判断し、一般会計決算認定に賛成いたします。

しかし、財政の実質公債比率が若干0.5ポイント上昇みで、今後も上昇するかもしれません。将来の財政圧迫につながるかもしれないですが、財政的

な各係数の圧迫につながらないように注意が必要と思われます。

財政判断比率についても、注意を払っていただきたいと考えております。

さらに、歳入面を考えてみますと、町税は約20億2,700万、24年度では約20億4,500万円、前年より微減ですが、毎年度減収傾向であります。国からの地方交付税は20億1,500万円で、大きな増もなく、約5,000万円でありました。私はやはり、収入面について、常に町行政そのものが考えていかなきゃならないことを訴えておきます。

歳出面で見ますと、個々には問題があるかもしれませんが、職員は冗費を出さないように努力されているようです。しかしながら、24年度と同様に25年度も不用額が約6億5,000万円、約1億円の減少傾向ですが、やはりこの問題について、不用額についてもう少し真剣に取り組んでいただきたいと、かように思っております。いわゆる予算編成時に何らかの問題があるかもしれないですが、後年度予算編成にやはり正確性を今後求めていきたいと考えております。

また、土地開発公社からの遊休土地の売却問題ですが、少しでも本町の収入として活用しなければならないと、かように思っております。これは収入面に影響していると思います。

さらに、監査委員会報告にもありますように、効率性、有効性、費用対効果を考える必要があります。来年度、27年度予算編成時には、十分そのことを念頭に入れて、予算査定をお願いをしたいと思います。

そういうことで、本25年度一般会計決算認定に賛成をさせていただきます。

再度申し上げますが、常に町長は議会と両輪であることをお忘れなく頑張ってくださいと、かように思っております。

ありがとうございます。

○議 長

山口君。

○6 番

平成25年度一般会計決算の認定には反対をいたします。

これについては、決算委員会でも討論で述べたことですが、この決算についてはですね、当初予算審議の中で、これも指摘しましたが、平群町の住民所得の減少が本当にもう見過ごせない状況に来ている。そのことは、この個人住民税がですね、この5年間で21%も減少していること、これに端的にあらわれていると考えています。その原因はですね、全国的な傾向である不安定雇用や人口減によるものですが、これも幾度となく指摘していますが、平群町の場合、近隣に比べても非常に人口の減が大きい。この原因になってい

るのが、岩崎町長のもとで進められてきた住民負担増、それから福祉切り捨て、これも非常に大きく影響していると言わざるを得ません。これも昨年来、指摘してきましたが、特に平群町の人口で問題なのが、15歳未満の年少人口が極端に低い状況にある。全国平均を大きく下回っていますし、近隣に比べても相当低い数字であります。これは明らかに平群町の行財政が悪循環に陥っていることを示すものであり、今後のまちづくりはもちろん、今後の町財政にも大きな影を落とすものと考えています。

そういう状況だからこそですね、平群町の予算編成は、このような平群町がいま抱えている問題、また課題をどう解決するのか、そういう施策を考え、しっかり実施することが求められています。今年度については、医療費無料化、高校1年生までこの4月から拡充されましたけれども、さらなる子育て支援が必要だというふうに考えています。

ところが、この25年度決算は、固定資産税の超過税率の継続、また、新たな住民負担増である、また同時に約束違反でもある市街化調整区域への増税、そして税金二重取りの家庭ごみ有料化など、住民の皆さんの暮らしを圧迫し、行財政の悪循環をさらに進めるようなことが行われてきました。

また、一方ですね、このままでは第二の夕張になる、このように住民に不安をあおってですね、町財政健全化を錦の御旗に住民負担増を押しつけ、職員には給与カットを強いながら、今年度単年度の実質収支は辛うじて黒字になったものの、西和広域消防の解散がなければ、その返戻金6,000万円がなければ赤字、その前年の24年度も旧中央保育園用地売却がなければ3,000万円の赤字、その前年、23年度に至ってはですね、大幅な黒字予測をしていたにもかかわらず、補助金が予定どおり来ないホテルの里事業の強行や国からの補助金の見込み違いなど、ずさんな会計処理も合わさって9,275万円もの赤字。結局、住民には福祉を削り負担を強いたものの、隅から隅まで無駄を省く、こういう本来の行財政改革を基本的に行ってこなかったこと、これが地方交付税の増額や各種臨時交付金、こういう国の財政出動があったにもかかわらず、いまだに財政基盤が脆弱なままの大きな原因です。

いずれにしても、この間の予算編成は、住民の暮らしを守る姿勢、将来のまちづくりを展望する姿勢が基本的に欠如していると言わざるを得ません。25年度決算はそのことを反映した内容であることから、到底認められないということで、本議案には反対をいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第2号 平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定する

ことに決しました。

続きまして、認定第3号 平成25年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結します。
これより認定第3号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長報告のとおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第4号 平成25年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第5号 平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案について委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第6号 平成25年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第7号 平成25年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第8号 平成25年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第9号 平成25年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第10号 平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより認定第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第11号 平成25年度平群町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○6 番

平成25年度水道事業会計決算の認定については反対をいたします。

これについては、以前から申し上げてきましたけれども、県営水道の受水費が2回にわたって引き下げられた。その一部でも住民の皆さんに料金引き下げという形で還元すべきだということを訴えてきたわけですが、それは一切受け付けられないという当局の立場です。この2回の引き下げで、全体で3,500万円ほど会計上支出のほうが少ない。これは、平群町の住民1件当たり5,000円近い金額になってきます。その一部でも引き下げるのが本来の姿。当局のほうは、経営上いろいろ経費が必要、このようにおっしゃるわけですが、県営水道の引き上げがなかったら、こういう経費は今後必要になる、これはもう当然のことです。

そういう立場から言えば、要するに、町の姿勢の問題だというふうに考えています。私たちは、住民の暮らし、それに思いをいたせばですね、当然引き下げというふうになるのが当たり前だと思うんですが、そうはなっていない、そういうことから、平成25年度水道事業会計決算の認定には反対をいたします。以上です。

○議 長

ほかにございませんか。高幣君。

○7 番

平成25年度の水道事業決算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、前年の平成24年度の単年度収支を見たとき、70万円程度の純損失が出ておりました。平成25年度においては、県水受水費の値下げと新築家屋の給水工事負担金が増加したことが主な要因で、約1,200万円弱の純利益が出ております。

しかし、水1トン当たりの給水単価208円と販売原価223円の差につい

ては15円あります。水1トンを販売するごとに15円の赤字が発生するという状態です。当年度、25年度未処理欠損金も1億1,600万円ほど残っております。

一方、水道施設や水道管の耐震化については、現状、手つかずの状態です。今後、老朽化した水道管の更新にも莫大な費用を要するというのが誰の目でもおわかりだと思います。

水道会計の収支バランスは、全体的に見たとき、単に県営水道の受水費の値下げがあったからといって値下げするものではなく、少なくとも現在の水道料金を維持し、極力値上げを抑制するのが水道当局の経営努力だと私は思います。将来にわたり安全・安心な水を供給し続けられる安定経営を望み、住民の負担に応えることが必要ではないかと考えます。

平成25年では、長年手つかずの石綿管の入れかえ工事も実施され、新公会計制度への移行作業も行われております。一定の評価ができるのではないかと考えられます。

また、本年度においては、水道ビジョンとアセットマネジメントを作成中と話を聞いております。水道料金については、その成果を見た上で検証すべきではないかと考えます。

よって、平成25年度決算認定については、私は賛成をさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

ほかにありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することに賛成の方、挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

追加日程第1 同意第3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

同意第3号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員 米田幸弘は、平成26年6月30日をもって辞職したことから、新たに下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成26年9月22日提出

平群町長 岩崎万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字信貴畑1151番地

氏 名 梅本利政

生年月日 昭和29年9月1日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長

提案理由の説明をさせていただきます。

梅本氏は、昭和54年、平群東小学校教諭として教員人生をスタートされました。理科教育を通して研究発表や、県内各校への理科教育の指導と助言に当たられました。また、人権教育への取り組みもされ、平成3年の全国同和教育研究会では、奈良県を代表して、自然認識の部会で実践報告をされました。平成23年からは郡山北小学校の校長として、学校整備や学力向上等、職員とともに力を注がれ、教諭、教頭、校長として35年間御活躍されました。現在も斑鳩町社会教育指導員として教育の分野で御活躍されております。

よって、新たに委員として任命をいたしたいので、御同意いただけますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第3号について採決を行います。
本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

11時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時28分)

再 開 (午前11時37分)

○議 長

再開する前に、先ほど教育委員会委員に任命同意をいただきました、梅本利政様が御挨拶に参っておられますので、お受けしたいと思います。よろしくお願いたします。

○教育委員会委員 (梅本利政)

おはようございます。コスモスの花が優しい風に揺れる本日、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。ただいま教育委員の御同意を賜りました、梅本利政でございます。この重責に改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。よろしくお願いたします。豊かな自然とすてきな教育環境、そして心温まる地域の教育力を大切に、子どもたちの笑顔のあふれる教育の振興と発展のために、誠心誠意努めてまいりたいと思っております。各議員の先生方におかれましては、平群町の活性化と教育行政への限りない御支援を、

あるいは御指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任に当たりましての御礼と御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。（拍手）

○議長

どうもありがとうございました。

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

（ブー）

○議長

日程第16 発議第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を
求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第9号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年9月22日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため医療費助成の対象から外されている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く生活に困難を来している。

また現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害手帳）の対象とされているものの医学上の認定基準が極めて難しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されている。

現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないと指摘されている。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法の制定時（H23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、下記の事項を早急に実現するよう強く求める。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに関する医療費助成を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。植田君。

○5番

ただいま局長のほうから朗読がありましたように、B型・C型肝炎については国が責任を認める、あるいは司法の判断によって国の責任が確定をしています。しかしながら、現在、国が実施している医療費助成制度の対象は限定された治療のみとなっており、該当しない肝硬変や肝がんの入院、手術の費用等、高額に上るものになっているにもかかわらず、助成対象外となっています。これは、精神的、肉体的にも大きな負担となっていることから、就業や生活に支障を来している、こういう状況を生み出しています。

国の予防接種時の注射器の打ち回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は四十数万人に及ぶと言われながら、給付金の対象者は1万人程度に過ぎず、大多数が救済の入り口にも立てないという状況になっています。

ことし4月の時点ですが、奈良県を含む都道府県議会で28、その他政令都市、市区町村などを合わせまして177の自治体で意見書が採択をされているという状況にあります。県内でも10の市議会で意見書が採択をされている状況です。

毎日120人以上の肝硬変や肝がんの患者さんがお亡くなりになっていると

いう状況の中、付帯決議の内容を一刻も早く実現する、そして医療費の助成制度を拡充することが本当に求められているというふうに私も思っております。

そういう意味では、ぜひ今回の意見書に御賛同いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第9号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第17 発議第10号 日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第10号

日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年9月22日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌 亮

日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書（案）

先の戦争において、日本が近隣諸国の人々に多大な被害を与えてからすでに69年がたちましたが、いまだに被害者の傷はいやされていません。

特に旧日本軍「慰安婦」問題はその象徴的なものです。

当時、日本は侵略していった国々で、女性を甘言で誘い、または強制的に連行拉致し、慰安所に拘禁し、暴力的に性的行為を強制しました。犠牲者は推定で8万～20万人ともいわれています。

日本政府は1993年「河野談話」によって、日本軍による関与と強制性を認め、被害者に謝罪をしました。また、歴史研究、歴史教育によってこの事実を次世代に引き継ぐと表明しました。しかし、政府・与党は何ら誠意ある対応をしてきませんでした。

その後、2007年アメリカ議会下院をはじめとして、オランダ、カナダ、フィリピン、韓国、EUなどにおいても、日本政府の謝罪を求める決議が次々と出されました。

被害者女性たちが日本政府を被告として起こした10件の裁判のうち8件では、最高裁で時効と国家無答責などで却下はされましたが、地裁・高裁において軍の関与や受けた被害については認められています。

人間としての尊厳を破壊され、一生癒されぬ傷を負った女性たちがせめて存命中に納得のできる解決を見られるように対応を急ぐべきです。

よって、国は下記の事項について、すみやかに誠実に対応されるよう強く要請します。

- 1 日本政府は、「河野談話」をふまえ、公式に謝罪し、被害者の尊厳回復に努め補償すること。
- 2 「慰安婦」問題の歴史的事実を次世代に伝え、再び過ちをおかさないように取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。植田君。

○5番

この問題に関しましては、昨今、朝日新聞の慰安婦問題の報道をめぐって、一新聞社の一証人の強制連行証言が捏造であったことで、慰安婦そのものがなかったかのような宣伝もされている状況もあります。ただ、朝日新聞は、河野談話は朝日が誤報として取り消した吉田証言に依拠せずとしており、政府も河野談話は変わらずとしています。

河野談話は、政府が1991年から93年にかけて調査し、その結果として発表したものです。その後も、従軍慰安婦はなかったとする勢力によって執拗に見直しを求められ、本年、政府は菅官房長官のもとに有識者5人からなる検証チームを立ち上げ、6月20日、その結果、「継承するという政府の立場は変わらない」と述べ、河野談話の見直しは行わないことを表明しました。

同じく、20日の予算委員会理事会で、我が党の宮本岳志議員が、「これによって河野談話が認定している強制性に関する現状認識に何ら変わりはないか」との質問に、加藤官房副長官は、「そのとおりです。河野談話の認識をいささかも変更するつもりはない」と答えました。

従軍慰安婦裁判は、1991年から2001年までの日本の裁判所に10件の提訴がされ、そのうち8件が地裁・高裁の判決において、日本軍の関与、強制性等の加害事実や元慰安婦の被害事実、慰安婦になった経緯、慰安所での強要の状態などが認定されています。

また、アメリカ下院、オランダ、カナダ下院、欧州議会やフィリピン下院でも決議が採択され、韓国国会では全会一致で採択をされています。ことし4月、オバマ大統領は、米韓の首脳会談の後の記者会見で、従軍慰安婦問題についておぞましい人権侵害だと強調した上で、過去を振り返りながら未来に向かうべきだと述べています。

日本の自治体で意見書は41、決議、採択は1、合わせて42議会となっています。これは2013年6月27日時点ではありますが、また、これまで韓国政府に申告した元慰安婦の方々は238名に上っています。しかし、現在生存している方は55人という状況になってきているわけです。私は同じ女性として、この問題は許しがたい人権侵害だと思っています。

よって、日本政府がこれらの方たちに一刻も早く公式な謝罪と補償をすべきであり、そのことが近隣諸国と信頼関係を築き、北東アジアの平和と安定を実現するためにも必要だと考えることから、皆さんのこの意見書への御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。高幣君。

○7 番

日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

この問題に対しては、先に自由民主党の政調会長が政府に対して、過去の河野官房長官談話の見直しを要求いたしております。特に、最近では、朝日新聞の掲載問題等を重要視して、新たなる国の歴史観の違い、特に朝鮮時代の強制性の違いを考え直す必要がございます。この旧日本軍慰安婦問題の見直しを求めているのが現状でございます。今後、国会の審議を見ていきたいところでございます。

また、私は、いまの韓国及び日本の歴史観の違いや戦後の日韓友好関係の歴史観を見直す必要があると考えます。

このような状況の中で、本意見書を精読させていただきましたが、このような視点を見て、今後の政府の動きを見ていきたいと考えております。

この本意見書については態度を保留させていただきたいので、反対をさせていただきます。

○議 長

山口君。

○6 番

朝日新聞バッシングがずっとこの問題では起こってるわけですがけれども、提案者からもありましたように、基本的に事実は事実、はっきりしてるわけですね。よその国がどうのとかということじゃなくって、先の戦争はですね、日本が明らかに、中国また大陸またその他国外で戦争をやっているわけですから、当然これは侵略戦争という位置づけの中で行われました。そのもとでこの慰安婦の問題が起こっているわけです。

いろんな事実があろうかと思うんですが、先ほど提案者も述べましたように、国もそれははっきり認めてるわけですね。さまざまな客観的証言、その他事実から認めてるわけですから、その問題でいまさらいろいろ、何て言うんですか、あったみたいなことを言ってもですね、やっぱりきちっとけじめをつける、もう70年近くたってまだけじめがつけられないというところに、私はやっぱり

日本のいまの政治の問題があるというふうに思ってるんです。

人権意識を非常にいろんな方が強調されますけれども、特に同和対策事業制定以来ですね、人権は非常におっしゃるんですけども、こういう最大の人権侵害である戦争、また戦争のもとで行われたこの慰安婦の問題、それに対しては非常に、余りはっきりおっしゃらない方が多い。やっぱりその点はね、私はこの問題が、先ほど提案者も言いましたように、象徴的にあらわれてるっていう点から言えば、私は平群町議会として、本当に人権を大事にするのであれば、このことはですね、私は賛成するのが本来の姿だというふうに思いますので、この意見書案には賛成いたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

本案に対する討論を終結します。

これより発議第10号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。本案については否決されました。

日程第18 発議第11号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第11号

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定によ

り提出する。

平成26年9月22日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記

一、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること

一、簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること

一、薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由説明を求めます。窪君。

○ 8 番

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、昨今、いわゆる危険ドラッグについて、その使用が原因と見られる交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっております。

総務省、消防庁は、この9月19日、危険ドラッグが原因と見られる救急搬送者がこの5年半で4,469人に上ったとする全国調査結果を初めて発表いたしました。しかし、数字の裏側には何十倍もの使用者が隠れていることは一目瞭然であります。

危険ドラッグは人体への悪影響など、その危険性が指摘される一方、取り締まりに関する課題も指摘されております。

そこで、販売・流通等に関する実態調査や取り締まり体制の充実など、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を今後強化することを求める意見書であります。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第11号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査の件
を議題といたします。

本定例会において、文教厚生委員会に付託しました議案第34号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員会から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」「異議あり」の声あり

○議長

異議がありますので、本案に対する討論に入ります。馬本君。

○12番

私は文教厚生委員会の委員ではないんですが、傍聴させていただいておりました。先ほど議会で議決されました議案第33号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定については全会一致で可決されたわけでございます。次、この件につきましては、第34号につきましては、第3章の1節にあります、利用定員に関する基準ということで、地域型保育所の関係を条例化するものでございます。私は、まだ施行においては時間あると思いますけども、私は国から決められた準則を尊重したいと思います。

よって、継続には反対をいたします。

○議長

ほかにございませんか。繁田君。

○11番

継続審査にすることに賛成の立場で討論をいたします。

平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、子どものための教育・保育給付及び家庭的保育事業への給付が創設をされました。これによりまして、

従来の保育園、幼稚園、こども園の位置づけが大きく変化をし、1点目には施設型給付、これは認定こども園と保育所を指すものであります。2点目には地域型保育給付といたしまして、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育というように細かく分類をされました。しかも、給付の対象となる施設、事業所を市町村が確認する、利用する子どもの保育の必要性を市町村が認定する、保育の必要な子どもや特別な支援の必要な子どもについては市町村が利用調整をするなど、市町村の責務が非常に重くなりました。これは、2000年に制度がスタートいたしました介護保険制度、つまり高齢者福祉の大きな転換に匹敵するほどの子育て事業の大転換であると言っても過言ではないと思います。子どもの認定という新たな概念が入ると同時に、そのほかに必要な条例を市町村が定めなければならなくなりました。

今定例会に提出をされ、文教厚生委員会に付託をされました議案第34号と第35号もその一環のものであります。新規に制定をする条例でありますために、新制度にかかわる用語の定義が複雑かつ難解であり、しかも、今後の自治体の子育て支援策の根幹をなす運営基準等を定める二つの条例案に関しては、調べてみましたところ、多くの自治体で条例の各条文の内容の解説と依拠するところの国の基準を明示をして、住民の方々のパブリックコメントをとられている事例がありました。まさに、そこまでして慎重に取り組まなければならない課題であろうかと思えます。

しかし、本町では、パブリックコメントをとるといような手法をとらず、結果的には、議会の審議だけが唯一の条例案の検証をする場となりました。議会の責任は重大であると考えます。

このような事態を鑑み、私は先般の委員会で継続審査の申し出をいたしました。委員の皆様方も同じ思いであったのか賛成をしていただき、先ほどの委員長報告となった次第であります。

委員会における私の「勉強不足なので時間をかけたい」という発言をやゆし、議会をおとしめるかのごとく、「議員が勉強していない」と吹聴している方があるやにお聞きをいたしました。ならば、委員会で私たちの質問に対して明確な答弁ができなかった理事者側を、私たちはどのように評価をすればよいのでしょうか。

しかし、いま、それを追求する気持ちはありません。それよりも、いま少し時間をかけて、理事者側とか議会とかの隔たりを取り除き、平群町の将来をよりよい子育てのために、双方が納得できるような結論を得られるように、慎重に議論を重ねてまいりたいと思っております。

上位法はまだ施行日が決まっておらず、二つの条例案でも、施行日は法の施

行日から施行するとうたわれております。委員長報告にもありましたように、国の通達もまだこれから明示をされるという段階です。また、近隣でも12月議会での制定を予定されていると聞き及んでおります。

都市型の待機児童を即解消する必要のある地域では、本町はございません。また、本町では差し迫った需要もないというふうに説明を受けております。仮にそのような需要があったとしても、施行日が未定であるため、拙速に条例を制定する必要はないと考えます。

よって、継続審査とし、次回定例会までに議論を尽くして結論を出したいと考えますので、継続審査に賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。高幣君。

○7番

私は、文教厚生委員の立場でございますが、ちょっと御意見を申し上げたいんですが、9月8日の文教厚生委員会の席上、私は継続に賛成をさせていただきました。

しかし、その後いろいろな観点でこの問題を勉強させていただきました。そこで、大事なことは、私自身がいろいろと申し上げている平群町の企業誘致等の問題を考えてみた場合に、企業さんがやはり新しい平群町へお持ちと言うんですか、来られるわけですから、いろんな視点で、いま叫ばれている女性の登用、そして就業者の増加を考えてるわけですから、いろんな建築上の問題とかいろんなことがあるわけですから、少し早目にこれは結論を出しておいたほうがいいんじゃないかという判断に変更させていただきました。

そういう立場の中で、まことに皆様方には不徳だと言われても仕方ございませんけれども、この継続賛成については反対の立場に変更させていただきます。特に、これからの平群町として大事なものは企業誘致等でございます。そして、また、町民の皆様方の就業機会を求めるのが大事なポイントでございますので、そういう意味で、34号、35号の議案について、一緒にやるべきでなかったかなど、こんなふうに考えておりますので、非常に申しわけございません、私の立場はややこしかったかもわかりませんが、不徳のいたすところです。変更させていただいて、継続に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより閉会中の継続審査の申し出に対する採決を行います。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の方、挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本件は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第20 委員会の閉会中の継続審査の件
を議題といたします。

本定例会において、文教厚生委員会に付託しました議案第35号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

「異議なし」「異議あり」の声あり

○議長

異議がありますので、本案に対する討論に入ります。馬本君。

○12番

運営に関する基準を定める施設並びに保育士、従事者等々の基準でございます。

いろいろ僕も調べさせていただきました。僕は、平群町の待機者というのはどういう待機者を、私はいままででいろいろ聞きますと、入所当時の待機者じゃなしに、途中で3号認定の保護者が申し出があるということが、待機者がいままでの過去に多かったということも一応聞いております。都市型の待機者の、平群町ではないということ、私自身は認識をしております。

そこで、先ほどもありましたように、この基準について、小規模の地域型の関係に関しましては、地域型保育所につきましては、平群町は許可権を持っておるわけでございますが、ハードルをいろいろ高くすればするほど、基準のハードルを、してる市もございます。そこには必ず市が補助金を対応されてるという実例がございました。いろいろ調べましたけど、私は平群町の財政上におきまして、補助金を地域型の保育所に、事業所に、私はちょっとしんどいかなというふうに思います。

それと、民間の方がたくさん事業所として来ていただく場合には、やっぱり一定の保育料はもう決まっております。先ほど33号議案で決まりましたし、経営っていうものが大事でございます。そうなれば、私は今回出されておる基準、例えば給食の基準、それから保育従事者の基準、これは国の基準が来てる基準に私は尊重すべきと。それをすることによって、平群町に事業者が来ていただけるように思います。

よって、継続をすべきでないということで反対をいたします。

○議長

ほかに。繁田君。

○11番

継続審査に賛成の立場で一言討論をいたしたいと思っております。

大筋、私の賛成の要旨は、先ほど述べさせていただきました議案第34号についての継続審査の賛成とほぼ同一のものであります。

ただ、1点つけ加えるとすれば、議案第35号におきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例となっております。先ほどの御意見にもありましたが、小規模保育事業はA、B、Cという三つの類型に分類をされまして、それぞれ認定の子ども、対象となる子ども、それから規模、それからスタッフのことについても細かく定めることとなっております。

先の委員会の審議の中で、このことについて質問がされたんですけども、委員長報告の中にありますように、都市部の待機児童問題があり、そもそもこれが出てきたのは、背景としては都市部の待機児童の問題であると。規模を小さくして職員の資格も緩やかにすることで、保育への事業者が参入しやすくするためであるという答弁がされています。しかし、一方では、なぜこれを定めるのかという問いに対して、町の園から万一入れない子どもですね、待機する子どもが生じた場合の最低限のセーフティーネットであると、これを引くことによって、安心・安全のために、最低限の歯どめをかけることができるというふうに答弁がされています。これは、一見、両方とも正論かなというふうに思うのでありますが、中身は相反する内容になっているのではないかなというふう

にも受けとめられます。参入しやすくするというのと最低限のセーフティネットを確保するという事は、これは両立できるのかどうかという疑問が私の中にあります。業者が仮に参入してこられるとしても、平群町が認可をしなければならず、当然、開設に当たっては指導する立場であります。業者にきちっとした説明責任を果たし指導できるかどうかは、この条例がどのような内容を持つかにかかってまいります。

平群町議会としては、やはり説明責任、議会の責務を全うするために、いまま少し時間をかけて精査をしたいという立場で、継続審査に賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほかにありますか。高幣君。

○7番

先ほども私、申し上げましたので、この議案については、文教厚生委員会での私の結論とした賛成は、きょうは反対というふうにさせていただきます。

特に、一番平群で大事なものは企業誘致という考え方、そして人口の増という考え方、これが必要だと思います。そのためにも、町に早くいろいろな形で指導させる立場になってもらいたいと、かように思っておりますので、反対をさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより閉会中の継続審査の申し出に対する採決を行います。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本件は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査の件

を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議あり」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町長

議員各位におかれましては大変お疲れさまでございました。提案させていただきました同意案件を含みます24議案中22議案につきましては、慎重な審議の上、可決いただき、まことにありがとうございます。

しかしながら、子ども・子育て関連条例の2議案につきましては、8日の文教厚生委員会でのわずか1時間余りの審議のみで継続審議とされ、本日の本会議においても継続審議が最終決定されたことは、まことに遺憾に思っておるところであります。文教厚生委員会では、8日以後、本日の議会最終日まで十分な審議時間がありながら、わずか1時間余りの審議のみで、この9月議会では一切審議をしないということが決定されたわけであります。

この2議案は、子ども・子育て支援法や就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関連して地方自治体が定める条例でありまして、例えば平群町土砂条例のように、平群町だけが特別に定める条例ではありません。条例を広く周知し、例えば小規模保育事業に参入意欲を示す事業所に、その参入準備期間に余裕を持ってもらう意味でも、速やかで熱心な議論がなされるべきであったと考えております。十分な調査や審議をする時間がありながら、こういう結果になったことに対しまして、私といたしましてはまことに残念に思っているところであります。

ただ、本日の本議会におきまして、一部議員から継続審議反対の異議が出され、良識ある議論がなされたことは唯一の救いであると思っているところであ

ります。

さて、私も2期目の任期が残すところ4カ月余りとなりました。思い起こせばこの8年近くの間、議員各位、住民の皆様、そして職員の皆さんには大変お世話になり、また御理解、御協力もいただき、ともに力を合わせて平群町発展のために尽くすことができました。おかげさまで、非常に厳しい先行きの見通せない状態から、何とか町政を前進させることができてきたように感じております。

しかし、まだまだ課題は残されています。住民の皆様の大切なサービス拠点であります文化センター、図書館の建設につきましては、財政とのバランスをとりながら実現しなければなりません。同時に、平群駅周辺整備事業の完成も実現し、本町の中心市街地として平群町の活性化に資するまちづくりの基礎を築かなければなりません。小中学校など教育環境のハード、ソフト両面の整備につきましても、一段の努力が必要です。生駒市との公共施設の相互利用の1日も早い実現、清掃センター、し尿処理問題の早期解決など、いま一段力を尽くすべき仕事が残っているのであります。

私、平群町に住まわせていただきまして40年目に入りました。この間、すばらしい仲間にもめぐり会い、そして悲しい別れも多数ありましたが、そのことを含めて、たくさんの出来事、心に残る思い出が私の心の財産として蓄積されています。緑豊かで心豊かなこの平群のまちに住まわせていただき、心温かい平群町の皆様にお世話になり、子どもたちも成長し、私自身もすばらしい仲間、老若男女、高齢者から子どもまでも含めた多くの方々とともに成長させていただきました。

私がこれからなすべきことは、この愛すべき心豊かな平群町の全ての皆様に対して、最後の御奉仕をさせていただくことだと考えております。この場をおかりいたしまして、来年1月の町長選に三選を目指して出馬することをここに表明させていただきます。

今後におきましても、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げまして、議会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

これをもって平成26年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 0時25分)